

令和5年度 外国人介護従事者受入れ環境整備等事業

受入れの検討・準備の支援

受入れ期間の支援（補助金）

1 外国人介護従事者
受入れセミナー

2 外国人介護従事者
指導担当職員向け研修

3 外国人介護従事者
受入れ相談会

4 介護施設等による外国人介護職員との
コミュニケーション促進支援事業

5 介護施設等による留学生
受入れ支援事業

※⑤は、左記②の研修の受講・修了が必須

6 経済連携協定に基づく外国人
介護福祉士候補者受入れ支援事業

7 外国人技能実習制度に基づく
外国人介護実習生の受入れ支援事業

◇ スケジュール(予定)

※スケジュールは今後変更の可能性がありますので、ご了承ください。

事業	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度 4月 5月
① ②	セミナー・研修実施									
③				個別 相談		個別 相談				
④ ⑤					交付申請④	交付申請⑤			実績 報告	交付
⑥ ⑦						交付申請			実績 報告	交付

◇ 対象事業所

⑤・⑥・⑦は
訪問系対象外
(下記注3)

サービスの種類

訪問介護	通所介護	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	(介護予防) 認知症対応型通所介護	介護福祉施設 サービス
(介護予防) 訪問入浴介護	(介護予防) 短期入所生活介護	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護保健施設 サービス
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(介護予防) 短期入所療養介護	看護小規模多機能型居宅 介護	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	介護医療院 サービス
夜間対応型訪問介護	(介護予防) 通所リハビリテーション	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護	介護療養施設 サービス

(注1) ①～⑦共通：都内に所在する事業所とする。(注2) ①～⑦共通：介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

(注3) ⑤・⑥・⑦：訪問系サービスは対象外とする。(注4) ⑥：上記の他、経済連携協定に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れ、一定要件を満たす施設等も対象
上記(注1)～(注4)以外の条件もございます。詳細は、各事業の要綱をご確認ください。

1 外国人介護従事者受入れセミナー

外国人介護従事者の受入れ制度に関する知識や円滑な受入れに必要なノウハウ等を提供するためのセミナーを開催

【対象】 都内介護サービス事業者の責任者等(例 経営者、施設長)

【内容例】 制度・法令関係、受入れの体制づくり、事例の紹介(受入れ体制整備例)

2 外国人介護従事者指導担当職員向け研修

外国人介護従事者に対する指導のポイント、その他生活面での配慮等について研修を実施

【対象】 都内介護サービス事業者における外国人介護従事者の指導担当職員(予定者を含む。)

【内容例】 介護業務に関する指導・教育、日本での生活に対する支援、事例の紹介(指導・教育、生活支援例)

3 外国人介護従事者受入れ相談会

外国人介護従事者の受入れに必要な具体的なノウハウ等を提供するための個別相談会を実施

【対象】 都内介護サービス事業者の責任者等(例 経営者、施設長)

【内容例】 受入れ前の準備事項・体制整備、外国人介護従事者の指導方法、必要な生活支援等



4

介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業

- 介護保険サービスを提供する施設・事業所が、外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者等との円滑なコミュニケーション支援のための事業を実施する場合に、経費の一部を補助

【対象となる外国人の在留資格等】

- どのような在留資格であるかは問いません。日本人の配偶者や永住者等の在留資格を有する外国人を含みます。

【補助要件】

- 外国人介護職員1名以上を年度内に1か月以上雇用すること※必ずしも年度末まで継続して雇用する必要はありません。

【補助対象事業】

- ①介護業務マニュアルの作成
- ②介護業務マニュアルの購入
- ③多言語翻訳機の購入又はリース
- ④外国人介護職員の日本語学習(日本語指導等のために日本人職員が受講する研修を含む。)
- ⑤日本人職員及び外国人介護職員の異文化理解の学習
- ⑥介護技能実習評価者養成講習の受講
- ⑦その他コミュニケーションを促進し、外国人介護職員の受け入れ環境整備に必要な取り組み

【補助基準額】

- 1事業所あたり30万円 [補助率:2/3]

5

介護施設等による留学生受入れ支援事業

- 介護保険施設等が留学生を雇用し、学費等を支給する場合に、支給に要する経費の一部を補助
- 学費等は、留学生と締結した贈与契約に基づき給付すること。学費等を貸与する場合は、本事業の対象外

【対象となる留学生】

- ①介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に通う留学生(卒業日前の引き続く1年以内に限る。)
- ②介護福祉士養成施設に通う留学生

【補助要件】

- ①留学生を年度内に1か月以上雇用すること※必ずしも年度末まで継続して雇用する必要はありません。
- ②対象者を指導する担当職員を配置すること
- ③都の実施する外国人介護従事者指導担当職員向け研修を受講・修了すること 等

【補助対象経費及び補助基準額】 ※①から⑤のいずれかのみ申請可

- ①学費:5万円(月額)
- ②介護福祉士養成施設入学金:20万円(1回限り)
- ③就職準備金:20万円(1回限り)

- ④国家試験受験対策費用:4万円(1回限り)
- ⑤居住費:3万円(月額)

〔補助率:1/2〕↑ ※令和4年度までは1/3

6

経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業

- 経済連携協定(EPA)に基づき外国人介護福祉士候補者を受け入れる介護保険施設等が、候補者の介護福祉士国家資格取得を目的として実施した、日本語学習等に要する経費の一部を補助

【補助対象】

- ①日本語学習、介護技能学習等
- ②喀痰吸引等研修受講支援
- ③研修担当者の活動支援

【補助基準額】

- 1人当たり100万円(②は1人当たり1回限り。③は1事業所当たり8万円を上限とする。)[補助率:10/10]
※受入施設の設置主体が区市町村の場合は補助基準額が異なります。

7

外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業

- 外国人技能実習制度に基づき技能実習生を受け入れる介護保険施設等が、技能実習に要する経費の一部を補助
- 技能実習生は、入国1年目～3年目(技能実習1号及び2号)の者が対象【今年度より第2号技能実習生も対象に追加】

【補助対象】

- ①日本語学習(日本語能力試験N3相当の検定又は技能実習で提供するサービスの質をより高めるために行う学習に必要な範囲)
- ②介護技能学習(第2号技能実習又は第3号技能実習への移行のための技能実習評価試験に必要な範囲)
- ③その他①②を実施する上で必要とする経費

【補助基準額】

- 1人当たり67万円 [補助率:1/2]

書類提出先・問合せ先

- ☐ 外国人介護従事者受入れ環境整備等事業に関すること

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL: 03-3344-8627 (月)～(金) 9:00～17:30 HP: <https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

- ☐ 各受入制度(経済連携協定、外国人技能実習制度、在留資格「介護」等)に関すること

各制度所管の担当窓口に直接お問い合わせください。